

(仮称) こどもの権利に関する条例(素案)について

前文

こどもの権利推進リーダー会議で案を検討中

1 目的

この条例は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、文京区全体でこどもの権利を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

2 言葉の意味

- (1) 「こども」とは、区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する 18 歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが相当である人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する人のことをいいます。
- (3) 「区民等」とは、区内に在住し、在学し、在勤する人並びに区内で活動する事業者及び団体のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設のことをいいます。

3 基本理念

こどもの権利は、次に定める考え方を基本理念として、保障されなければなりません。

- ① 全てのこどもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されません。
- ② 全てのこどもは、命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されます。
- ③ 全てのこどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、こどもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- ④ こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。

4 こどもの権利

こどもは、家庭、育ち学ぶ施設の活動、地域社会等のあらゆる場面において、特に次にかかげる権利が保障されます。

【安心して生きる、過ごすための権利】

- ① 命が守られ、及び尊重されること。
- ② 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。

- ③ 安全・安心に過ごせること。
- ④ 家族や大切な人と一緒に過ごせること。

【成長と可能性に関する権利】

- ⑤ 遊び、学び及び休めること。
- ⑥ 様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、及び親しめること。
- ⑦ くり返し挑戦できること。
- ⑧ 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができること。
- ⑨ 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

【必要な支援を受け、守られる権利】

- ⑩ 悩んでいること、困っていること等を相談できること。
- ⑪ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- ⑫ 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。
- ⑬ 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること。
- ⑭ こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

【意見等の表明と仲間づくりに関する権利】

- ⑮ 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、及びそれが尊重されること。
- ⑯ 仲間をつくり、集まれること。

5 区の役割

- (1) 区は、こどもの権利を保障するための施策を推進し、こどもが安心して暮らすことができる環境をつくる取組を行うものとします。
- (2) 区は、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。
- (3) 区は、区民等及び育ち学ぶ施設と協力するとともに、その活動を支援するものとします。
- (4) 区は、国、都、その他の関係機関と連携し、こどもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。

6 保護者の役割

- (1) 保護者は、家庭がこどもの健やかな成長に大切な場であること並びにこどもの養育及び成長に**第一の責任がある**ことを認識し、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 保護者は、必要に応じて、区、区民等、育ち学ぶ施設の協力及び支援を受けながら、こどもが健やかに成長できるよう努めるものとします。

7 区民等の役割

- (1) 区民等は、こどもの権利について理解を深め、こどもの権利を保障するよう努め

るものとしします。

- (2) 区民等は、地域社会がこどもの健やかな成長に重要な役割をもっていることを認識し、こどもが健やかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体でこどもを見守り、支援するように努めるものとしします。
- (3) 事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとしします。

8 育ち学ぶ施設の役割

- (1) 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成長に重要な役割をもっていることを認識し、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとしします。
- (2) 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するよう努めるものとしします。

9 こどもの意見等の表明と参加

- (1) こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、こどもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- (2) 区は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとしします。
- (3) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこどもの参加に努めるものとしします。
- (4) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの社会的活動への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとしします。
- (5) 区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するよう努めるものとしします。

10 こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めるものとしします。

11 こどもの居場所づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとしします。

12 育ちと学びの環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとしします。

13 安心して相談できる環境づくり

区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとします。

14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止

- (1) だれであっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行ってはなりません。
- (2) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。
- (3) 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

15 貧困の防止

区は、全てのこどもがだれ一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものとします。

16 こどもの権利に関する普及啓発

- (1) 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとします。
- (2) 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行うものとします。

17 こどもの権利に関する施策の推進

区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとします。

具体的な推進体制

①推進に向けた計画

子育て支援計画(令和7年度～令和11年度)は、令和9年度に中間年度見直しを行う予定であり、この見直しに合わせて、条例の具体的な推進体制を計画に盛り込んでいきます。

②推進施策の確認・検証

条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて、条例に基づく施策の進捗や取組状況の確認・検証を行います。

③こどもの権利擁護の取組

(仮称)こどもの権利擁護委員を設置し、こどもの権利に関してどんなことでも安心して相談できる窓口を開設することにより、こどもの権利擁護を推進します。

④こどもの意見を聴き取る取組

こどもの権利推進リーダーを募集し、こども本人の参加のもと、条例(主に前文)案の作成から制定当初の啓発手法等について検討を行います。

令和6年度、7年度	条例(前文)案作成
令和8年度	啓発手法の検討、実施

上記の具体的な推進体制等については、先行自治体の事例を参考に、検討を進めていきます。